

岸和田市水泳指導業務委託公募型プロポーザル方式事業者選定委員会 設置要領

(目 的)

第1条 岸和田市の学校における水泳指導を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、岸和田市教育委員会は、岸和田市水泳指導業務委託公募型プロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(委 員)

第2条 選定委員会の委員は、原則、学校教育部長、教育総務部長、教育総務部総務課長、学校教育課長、園長会代表、小学校長会代表、中学校長会代表をもって組織するものとし、委員長を学校教育部長、副委員長を教育総務部長が担うものとする。

2 選定委員会委員は岸和田市水泳指導業務委託事業者選定に、直接の利害関係を有しないものであること。なお、委員は、別紙様式による誓約書を提出すること。

3 選定委員会委員の任期は、選定委員会が終了するまでの間とする。

(委員長)

第3条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(役割)

第4条 選定委員会は次の事項について審議を行う。

- (1) 企画提案書の評価に関すること。
- (2) その他、選定に必要な事項。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。但し、委員長が急施を要すると認めるとき、又は軽易なもので会議を要しないと認めるときは、持ち回りにより各委員の意思決定を経て会議に代えることができる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(事務)

第7条 選定委員会の事務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、学校教育部学校教育課が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。